

就労移行支援に要する費用の額の算定方法

(傍線部分は改正部分)

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第13 就労移行支援</p> <p>1 就労移行支援サービス費(1日につき)</p> <p>イ 就労移行支援サービス費(I)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>利用定員が20人以下 850単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>利用定員が21人以上40人以下 759単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>利用定員が41人以上60人以下 727単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(4) <u>利用定員が61人以上80人以下 683単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(5) <u>利用定員が81人以上 647単位</u></p> <p>ロ 就労移行支援サービス費(II)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>利用定員が20人以下 533単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>利用定員が21人以上40人以下 476単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>利用定員が41人以上60人以下 446単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(4) <u>利用定員が61人以上80人以下 435単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(5) <u>利用定員が81人以上 421単位</u></p> <p>注1 イについては、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者に対して、指定障害福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援(以下「指定就労移行支援等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>2 ロについては、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう</p> | <p>第13 就労移行支援</p> <p>1 就労移行支援サービス費(1日につき)</p> <p>イ 就労移行支援サービス費(I)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>利用定員が40人以下 769単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>利用定員が41人以上60人以下 737単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>利用定員が61人以上80人以下 693単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(4) <u>利用定員が81人以上 657単位</u></p> <p>ロ 就労移行支援サービス費(II)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>利用定員が40人以下 476単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>利用定員が41人以上60人以下 446単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>利用定員が61人以上80人以下 435単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(4) <u>利用定員が81人以上 421単位</u></p> <p>注1 イについては、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者に対して、指定障害福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援(以下「指定就労移行支援等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>2 ロについては、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう</p> |

師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者に対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 イについては、指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設等(以下「指定就労移行支援事業所等」という。)において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4 ロについては、指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

5 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定就労移行支援等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害者福祉サ

師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者に対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 イについては、指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設等(以下「指定就労移行支援事業所等」という。)において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4 ロについては、指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

5 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定就労移行支援等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害者福祉サ

ービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労移行支援計画(指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労移行支援計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労移行支援計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95

(3) 指定就労移行支援等の利用者(当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が規則第6条の8に規定する標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

6 利用者が就労移行支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、就労移行支援サービス費は、算定しない。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に

ービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労移行支援計画(指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労移行支援計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労移行支援計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95

(3) 指定就労移行支援等の利用者(当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が規則第6条の8に規定する標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

6 利用者が就労移行支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、就労移行支援サービス費は、算定しない。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数が15以上(指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等の利用者の数が51以上である場合にあっては、当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上)であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、視覚障害者等の数を30で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移

届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算

イ 利用定員のうち就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 21単位

ロ 利用定員のうち就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 48単位

ハ 利用定員のうち就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 82単位

ニ 利用定員のうち就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 126単位

ホ 利用定員のうち就労定着者が100分の45以上の場合 189単位

注 指定就労移行支援等のあった日の属する年度の前年度及び前々年度において、指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数に、前年度については100分の80を乗じた数と前々年度については100分の20を乗じた数を加えた数がいからホまでのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(削除)

行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算 26単位

注 指定就労移行支援等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員の100分の20を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 新事業移行時特別加算 48単位

注 特定旧法指定施設である指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設において、指定就労移行支援又は指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービスを行った場合に、平成21年3月31日までの間、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設に係る指定を受けた日から起算して30日以内

4 初期加算 30単位

注 指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5 訪問支援特別加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定就労移行支援事業所等において継続して指定就労移行支援等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労移行支援等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により指定就労移行支援事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（以下「就労移行支援従業者」という。）が、就労移行支援計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労移行支援計画等に位置付けられた内容の指定就労移行支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加

の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5 初期加算 30単位

注 指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

6 訪問支援特別加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定就労移行支援事業所等において継続して指定就労移行支援等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労移行支援等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により指定就労移行支援事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、就労移行支援計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労移行支援計画等に位置付けられた内容の指定就労移行支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

7 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加

算する。

7 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 精神障害者退院支援施設加算

イ 精神障害者退院支援施設加算(I) 180単位

ロ 精神障害者退院支援施設加算(II) 115単位

注 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神障害者退院支援施設である指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I) 10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 6単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第175条第1項若しくは第176条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により置くべき職業指導員、生活支援員又は就労支援員(注2において「職業指導員等」という。)とし

算する。

8 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

9 精神障害者退院支援施設加算

イ 精神障害者退院支援施設加算(I) 180単位

ロ 精神障害者退院支援施設加算(II) 115単位

注 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神障害者退院支援施設である指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

て常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない

。

(1) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

10 欠席時対応加算 94単位

注 指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援事業等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定就労移行支援等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労移行支援従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

11 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I) 500単位

ロ 医療連携体制加算(II) 250単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

12 就労支援関係研修修了加算 11単位

注 就労支援員に関し就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有し、別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者を就労支援員として配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業者等（3の就労移行支援体制加算の対象となる指定就労移行支援事業者等に限る。）において、指定就労移行支援事業等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める研修

地域障害者職業センターが実施する就労支援員向けの研修（平成21年度から実施予定）、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第2項に掲げる第1号職場適応援助者

の研修及び前者と同等の内容を有するものとして、厚生労働大臣が認めた研修を対象とする。

13 施設外就労加算 100単位

注 指定就労移行支援事業所等において、1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者（1のロに規定する就労移行支援サービス費（Ⅱ）が算定されている利用者を除く。）の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる各号をすべて満たした場合に対象とする。

- (1) ユニット単位で実施することとし、1ユニットは利用者3人以上とすること。
- (2) 利用者の数の合計数は、利用定員の100分の70以下を限度とすること。
- (3) 1ユニットごとに職員を配置することとし、その職員の数
が、常勤換算で、1ユニットにおける施設外就労利用者の数を六で除して得た数以上であること。